

他市町村へ転出された有権者の皆さまへ

宮古島市の投票資格者名簿に登録されている方で、他市町村へ転出された方は、次のいずれかの方法で投票することができます。

☆投票の方法

- ① 投票日当日宮古島市にいる場合 : 宮古島市の当日投票所で投票
- ② 期日前投票期間中宮古島市にいる場合 : 宮古島市の期日前投票所で投票
(期日前投票期間: 8月28日～9月12日)
- ③ 不在者投票 : 宮古島市に【投票用紙の請求】をして、近くの選挙管理委員会で投票。
【投票用紙の請求】方法は、同封の不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書に必要事項を記入後、宮古島市選挙管理委員会あてに郵送し、投票用紙を請求して下さい。(メールやFAXでは受付できません)
(期間: 9月10日まで)

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルのぴったりサービスからも、手続きが可能です。(郵送が不要になります)

※別紙(滞在先での不在者投票の流れ)参照してください。

お手続きには時間を要します。早めの申請をお願い致します。

ご不明な点は、事務局までお問い合わせください。

〒906-8501

宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市選挙管理委員会事務局

電話: 0980-74-2215